

新設分割に関する事前開示書面

(会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に定める書面)

2025 年 2 月 28 日

ブリッジインターナショナル株式会社

2025年2月28日

東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
ブリッジインターナショナル株式会社
代表取締役社長 吉田 融正

ブリッジインターナショナル株式会社（2025年7月1日付で、「ブリッジインターナショナルグループ株式会社」に商号を変更予定、以下「当社」といいます。）は、2025年2月14日付の新設分割計画書に基づき、同年7月1日を効力発生日（以下「効力発生日」といいます。）として、当社のアウトソーシング事業に関する権利義務を、新たに設立するブリッジインターナショナル株式会社（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本新設分割に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容（会社法第803条第1項第2号）
別紙1の新設分割計画書のとおりです。
2. 新設分割の対価に関する定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号イ）
 - (1) 交付する株式数の相当性に関する事項（会社法第763条第1項第6号）
新設会社は、本新設分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。かかる株式数につきましては、当社が新設会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新設会社の効率的な管理等を考慮して、この株式数が相当であると判断しております。
 - (2) 資本金及び準備金の額に関する事項（会社法第763条第1項第6号）
当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第6条に記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。
3. 会社法763条第1項第12号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（会社法施行規則第205条第2号）
該当事項はありません。
4. 新株予約権の内容等についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第3号）
該当事項はありません。
5. 他の新設分割会社に関する事項（会社法施行規則第205条第4号及び第5号）
該当事項はありません。
6. 当社における最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第205条第6号イ）
当社及び当社の完全子会社であるClieXito株式会社は、2025年2月14日付で、当社を吸収分割会社、ClieXito株式会社を吸収分割承継会社、2025年7月1日を効力発生日とする吸収分割に関して吸収分割契約を締結いたしました。当該吸収分割契約に基づく吸収分割により、当社は、当社のプロセス・テクノロジー事業に関する権利義務をClieXito株式

会社に承継させる予定です。

7. 本新設分割の効力発生日以後における当社及び新設会社の債務（当社が新設分割により新設会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の 2024 年 12 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。また、本新設分割の効力発生後においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。さらに、本新設分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本新設分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 新設会社の債務の履行の見込みについて

本新設分割の効力発生後における新設会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれております。また、本新設分割の効力発生日以後において、新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本新設分割の効力発生日以後における新設会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

8. 新設合併契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第 205 条第 8 号）

変更がありましたら直ちに開示いたします。

以 上

新設分割計画書

ブリッジインターナショナル株式会社（2025年7月1日付で、「ブリッジインターナショナルグループ株式会社」に商号を変更予定、以下「分割会社」という。）は、新たに設立するブリッジインターナショナル株式会社（以下「新設会社」という。）に分割会社のアウトソーシング事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を承継させるため、会社法に定める新設分割（以下「本新設分割」という。）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本新設分割計画書」という。）を作成する。

第1条（新設会社の定款記載事項）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。

第2条（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名は以下のとおりとする。

- | | |
|------------|-------|
| （1） 設立時取締役 | 八木 敏英 |
| | 小川 浄香 |
| | 吉田 融正 |
| （2） 設立時監査役 | 和田 隆志 |

第3条（効力発生日）

本新設分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年7月1日とする。ただし、本新設分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、効力発生日を変更することができる。

第4条（新設会社が分割会社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項）

- 本新設分割により分割会社から分割され新設会社に承継される資産、負債、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、効力発生日において本事業に属する別紙2「承継権利義務明細表」のとおりとする。
- 前項により新設会社が承継する債務については、重疊的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における最終的な債務及び義務の負担者は新設会社とし、当該承継する債務について、分割会社が履行その他の負担をしたときは、分割会社は新設会社に対してその負担の全額について求償することができる。
- 前2項の規定にかかわらず、承継対象権利義務のうち、法令、条例等により本新設分割による承継ができないもの又は本新設分割による承継に関し契約上の定めに基づ

つき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、これを承継対象権利義務から除外することができる。

第5条（新設分割に際して交付する株式）

新設会社は、本新設分割に際して、分割会社に対し、新設会社の普通株式1,000株を発行し、その全てを承継対象権利義務の対価として交付する。

第6条（新設会社の資本金及び準備金の額）

効力発生日における新設会社の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。ただし、効力発生日の前日における分割会社の資産及び負債の状況等により、これを変更することができる。

（1） 設立時資本金の額	金	4,000 万円
（2） 設立時資本準備金の額	金	1,000 万円
（3） 設立時利益準備金の額	金	0 万円

第7条（簡易新設分割）

分割会社は、会社法第805条の定めに従い、同法第804条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本新設分割を行うものとする。

第8条（競業禁止義務）

分割会社は、本新設分割後においても、本事業について一切競業禁止義務を負わないものとする。

第9条（計画書の変更、分割の中止）

本新設分割計画書の作成後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、分割会社の資産状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本新設分割の目的の達成が困難になった場合には、本新設分割の条件を変更し、又は本新設分割を中止することができる。

第10条（新設分割の失効）

本新設分割計画書は、効力発生日の前日までに、前条の規定に基づき本新設分割が中止された場合、効力を失うものとする。

第11条（規定外事項）

本新設分割計画書に定めるもののほか、本新設分割に関し必要な事項は、本新設分割の趣旨に従って、当社がこれを決定することができる。

2025年2月14日

東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
ブリッジインターナショナル株式会社
代表取締役社長 吉田 融正

別紙1

定款

第1章総則

第1条（商号）

当社は、ブリッジインターナショナル株式会社と称し、英文では、BRIDGE International Corp. と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1、電話・インターネット等による顧客対応業務及び顧客情報の管理・分析業務の受託
- 2、市場調査及び分析業務
- 3、コンピューター及びその周辺機器、ソフトウェア、家電製品、事務機器、通信機器の販売並びに販売業務の受託
- 4、コンピューター及びその周辺機器、ソフトウェア、家電製品、事務機器、通信機器の保守並びに保守に関する業務の受託
- 5、一般労働者派遣事業
- 6、管理事務業務の受託
- 7、前各号に付帯関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都世田谷区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1、取締役会
- 2、監査役

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章株式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

第7条（株式の譲渡制限）

当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第8条（相続人等に対する売渡しの請求）

当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第9条（株式の割当てを受ける権利等の決定）

当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日は取締役会の決議によって定める。

第10条（株券の不発行）

当会社の株式については、株券を発行しない。

第11条（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

1. 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

第12条（質権の登録及び信託財産の表示）

当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第13条（手数料）

前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第14条（株主等の届出）

株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出るものとし、これらの届出事項に変更を生じたときも同様とする。

第 15 条（基準日）

1. 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

第 16 条（株主総会決議事項）

株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

第 17 条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第 18 条（招集通知）

1. 株主総会の招集通知は、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、株主総会の日の 1 週間前までに議決権を行使することができる株主に対して発するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第 19 条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、取締役会の決議に基づき、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 20 条（電子提供措置）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 21 条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章取締役

第 22 条（取締役の員数）

当社の取締役は、7 名以内とする。

第 23 条（取締役の選任方法）

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 24 条（取締役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役又は前任取締役の任期の満了する時までとする。

第 25 条（代表取締役及び役付取締役）

1. 代表取締役は原則として 1 名とし、取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役社長 1 名を選定する。
2. 職務の執行につき、代表取締役社長に差し支えのあるときは、あらかじめ取締役会において定める他の取締役がこれに代わるものとする。

第 26 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 26 条（取締役の責任免除）

1. 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、

善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 27 条（取締役会の招集）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

第 28 条（取締役会の招集手続）

1. 取締役会の招集通知は、取締役会の日の 2 日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

2. 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第 29 条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決定する。

第 30 条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

第 31 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席取締役及び出席監査役が記名押印又は電子署名する。

第 32 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 33 条（監査役の員数）

当会社の監査役は、3 名以内とする。

第 34 条（監査役の選任方法）

1. 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 35 条（監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 36 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 37 条（監査役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。

第 6 章 計算

第 38 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

第 39 条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。
2. 当会社は、前項のほか、基準日を定め、株主総会の決議によって、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行うことができる。

第 40 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第 7 章附則

第 41 条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から 2025 年 12 月 31 日までとする。

第 42 条（設立時取締役、設立時代表取締役、設立時監査役、設立時発行株式の数、成立後の資本金の額等）

1. 当会社の設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 八木敏英

設立時取締役 小川浄香

設立時取締役 吉田融正

設立時監査役 和田 隆志

2. 当会社の設立時発行株式の数は、1,000 株とする。

3. 当会社の成立後の資本金の額は、金 4,000 万円とする。

4. 当会社の成立後の資本準備金の額は、金 1,000 円とする。

以上

承継権利義務明細表

新設会社の成立の日において、新設会社が分割会社から承継する本事業に属する資産、負債、契約その他の権利義務は、分割会社が有する本事業に関して属する次の権利義務とする。なお、新設会社が分割会社から承継する本事業に属する資産、負債、契約その他の権利義務は、2024年12月31日現在の分割会社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本新設分割の効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本事業に属する現金及び預金（本事業に係る必要運転資金）

(2) 固定資産

本事業に属するソフトウェア

2. 承継する負債

(1) 流動負債

なし

(2) 固定負債

なし

3. 承継する雇用契約等

吸収分割の効力発生日において本事業に主として従事する従業員（正社員、契約社員、採用内定者、パート社員、嘱託職員、アルバイト等を含む。）との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務その他一切の協定（ただし、経営管理事業に従事する従業員を除く。）

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約以外の契約

本事業に関して分割会社が締結した契約に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（ただし、法令又は契約上承継できない契約、契約上の地位又は権利義務を除く。）

(2) 許認可等

本事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの（ただし、分割会社が引き続き保有する必要のあるものを除く。）

以 上